

要件事項	<p>&lt;Air-NACCS/Sea-NACCS 共通&gt; 消費税増税対応</p>
機能概要	<p>&lt;変更前仕様&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・内国消費税等について、従価税率が分数の場合に、従価税の計算ができない。</li> <li>・内国消費税等について、分数での税率表示ができない。</li> </ul>
	<p>&lt;変更後仕様&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・内国消費税等について、従価税率が分数の場合に、従価税の計算を可能とする。</li> <li>・内国消費税等について、分数での税率表示を可能とする。</li> </ul>

## 1. 変更内容

### (1) 増税後のコード体系について

増税後の税率は、以下の通りコード付与する。

運用開始日	消費税			地方消費税		
	受入科目コード	内国消費税等種別コード	税率	受入科目コード	内国消費税等種別コード	税率
現行	F	F1	4.0%	A	A1	消費税の 25/100 ( 25.0%)
平成 26 年 4 月 1 日	F	F2	6.3%	A	A2	消費税の 17/63 (約 26.9%)

- ① 受入科目コードについては、追加を行わない。
- ② 内国消費税等種別コードについては、税率ごとに、コードを追加する。
- ③ 増税後の地方消費税率については、小数では端数が発生してしまうため、分数で税率を管理することとする。
- ④ 分数で登録する税率は、増税後の地方消費税 (A2) を想定する。

### (2) 通関業務の変更

「輸入申告事項登録 (IDA)」業務等において、以下の変更を行う。

- ① 内国消費税等の税額算出において、従価税率が「分数」の場合でも税額算出が可能である。

IDA業務における、内国消費税等税額の算出は、以下の通り。

#### ①従価税率が課税される場合

「内国消費税等課税標準額\*1 × 内国消費税等税率\*2」を内国消費税等税額とする。

( \* 1 ) 内国消費税等課税標準額は、1, 000円未満を切り捨てた額。ただし、地方消費税の場合を除く。

( \* 2 ) 内国消費税等種別DBに登録されている内国消費税等税率。

#### ②端数処理

内国消費税等税額の算出において発生した円位未満は、計算の都度切り捨てる。

欄単位の計算例 (平成 26 年 4 月 1 日以降 (合計 8%) の場合)

消費税 (F税) の課税標準額 : 1, 234, 000円

消費税額 : 1, 234, 000円 ×  $\frac{0.063}{100}$  (F2) = 77, 742円 (円位未満切り捨て\*3)

地方消費税額 : 77, 700円 ×  $\frac{17}{63}$  (A2) = 20, 966円 (円位未満切り捨て\*3)

( \* 3 ) 申告単位の税額合計時に 100円未満を切り捨てる。

- ② 税額計算については、分数税率の対応以外は変更しない。

例) 欄単位の、消費税、地方消費税を算出し、全欄の税額を合算してから 100円未満を切り捨てる。

例) 地方消費税額は、消費税額が 100円以上の場合のみ算出する。

例) 地方消費税額の算出時は、入力された消費税 (F1、F2) に登録されている「地方消費税種別」の

税率を適用し、算出する。

- ③ 「輸入申告」業務における、輸入申告（少額関税無税）（申告等種別コード「Y」）の対応  
輸入申告（少額関税無税）（申告等種別コード「Y」）においては、適用される内国消費税等種別コードが輸入申告（少額関税無税）用コード管理 DB において管理されているためコードを自動適用する。輸入申告（少額関税無税）用コード管理 DB における「内国消費税等種別コード」の「F1」を増税後コード「F2」に変更することで、増税後の消費税等種別コード「F2」を適用させる。
- ④ 「輸入申告（沖縄特免制度）」業務関連の対応  
「輸入申告事項登録（沖縄特免制度）（OTA）」業務においては、適用される内国消費税等種別コードを「商品管理コード」から自動適用する機能がある。  
商品管理 DB の「内国消費税等種別コード」に「F1」が登録されている場合は、増税後コード「F2」に変更することで、増税後の消費税等種別コード「F2」を適用させる。

なお、商品管理 DB は、日付管理、世代管理を行っていないため、増税後コード「F2」を反映された時点で、増税後の消費税等種別コード「F2」のみが紐づけられた状態となる。（増税前コード「F1」は登録されないこととなる。）

OTA 業務において、増税後に増税前のコードを適用させたい場合、増税後に「商品管理コード」に増税前コード「F1」を登録している場合などは、以下の理由により、「内国消費税等種別コード」欄に適用させたい税率の内国消費税等種別コードを入力することで適用される。

- ・OTA 業務における「商品管理コード」から内国消費税等種別コードの適用は、OTA 業務の「内国消費税等種別コード」欄が入力されない場合だけである。
  - ・「内国消費税等種別コード」欄に入力がある場合は、「商品管理コード」から適用されたコードではなく、入力された「内国消費税等種別コード」が優先されて適用される。
  - ・「内国消費税等種別コード」欄に入力されたコードと、「商品管理コード」から適用されたコードが不一致であっても、一致チェックを行っていない為、エラーとせずに入力されたコードを適用させる。
- ⑤ 内国消費税等の税率を出力する出力情報において、分数税率が出力される。

出力例（平成 26 年 4 月 1 日以降（合計 8%）の場合）

消費税 (F2)	: 「6.3%」と出力
地方消費税額 (A2)	: 「17/63」と出力

- ⑥ 分数税率が出力される出力情報は、以下の通り。

#### 5\_輸入通関業務

- ・5001\_IDA 輸入申告等入力控情報
- ・5008\_IDA01 輸入申告等変更入力控情報
- ・5011\_MWA 石油製品等移出（総保出）輸入申告入力控情報
- ・5014\_MWA01 石油製品等移出（総保出）輸入申告変更入力控情報
- ・5021\_IID 輸入申告等照会情報
- ・5021\_IID 石油製品等移出（総保出）輸入申告照会情報
- ・5038\_OTA 輸入申告入力控（沖縄特免制度）
- ・5041\_OTA01 輸入申告変更入力控（沖縄特免制度）情報
- ・5044\_IOT 輸入申告照会（沖縄特免制度）情報
- ・5047\_TKA01 一括特例申告入力控情報

#### 9\_帳票

- ・SADDCC 等\_一括特例申告控情報

#### オンライン業務共通設計書

- ・02\_D01\_02\_輸入許可等通知情報
- ・02\_D02\_02\_輸入申告等控情報
- ・02\_D03\_02\_輸入申告控（沖縄特免制度）情報等

- ・ 02\_D04\_02\_石油製品等移出（総保出）輸入許可通知情報
- ・ 02\_D05\_02\_石油製品等移出（総保出）輸入申告控情報等

- ⑦ 「修正申告事項登録（AMA）」業務、「関税等更正請求事項登録（KKA）」業務の対応  
内国消費税等税率を入力する欄について、分数税率（「17/63」）を入力することを可能とする。

先頭1桁が「F」または「A」の内国消費税等種別コードが入力された場合、以下のチェックを行う。

- ・ 「申告年月日」に入力された日付が内国消費税等種別DBに登録されている内国消費税等種別コードの適用開始日と適用終了日が期間内であること。ただし、「特例申告年月日」に入力がある場合はチェックを行わない。

チェックは以下の項目を対象とする。

AMA業務：「内国消費税等修正申告前種別コード」、「内国消費税等修正申告後種別コード」

KKA業務：「内国消費税等更正前種別コード」、「内国消費税等更正後種別コード」

- ・ 1修正申告、1更正請求内で、複数の消費税率、地方消費税率の入力がないこと。
- ※修正申告または更正は複数の輸入申告分をまとめて申告するため、5%と8%が混在する可能性がある。そのため、消費税率毎に分けて登録する必要がある。

## 2. 変更対象

### (1) 通関業務

- ① 「輸入申告事項登録（IDA）」業務
- ② 「シングルウィンドウ輸入申告事項登録（SWA）」業務
- ③ 「輸入申告変更事項登録（IDA01）」業務
- ④ 「一括特例申告事項登録（TKA01）」業務
- ⑤ 「石油製品等移出（総保出）輸入申告事項登録（MWA）」業務
- ⑥ 「石油製品等移出（総保出）輸入申告変更事項登録（MWA01）」業務
- ⑦ 「輸入申告事項登録（沖縄特免制度）（OTA）」業務
- ⑧ 「輸入申告変更事項登録（沖縄特免制度）（OTA01）」業務
- ⑨ 「インボイス・パッキングリスト仕分情報登録（IVB）」業務
- ⑩ 「インボイス・パッキングリスト仕分情報仮登録（IVB02）」業務
- ⑪ 「インボイス・パッキングリスト仕分情報本登録（IVB03）」業務
- ⑫ 「修正申告事項登録（AMA）」業務
- ⑬ 「関税等更正請求事項登録（KKA）」業務

## 3. 特記事項

「内国消費税等税率」欄に分数及び、「/」（スラッシュ）が出力される。